

# 企業アンケート調査結果

## 調査の趣旨

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことで、同和問題に関する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を阻む大きな原因となっている。

えせ同和行為の実態については、昭和62年以降、法務省人権擁護局が9回にわたりアンケート調査を実施することで把握に努めてきたが、10回目のアンケート調査については、公益財団法人人権教育啓発推進センターが平成25年の1年間を調査対象期間として実施した。

## 調査のやり方

調査は、「建設業」、「製造業」、「卸売業」など12業種を対象に、30人以上の従業員規模を有する全国事業所の中から業種別及び地域別の構成比率に基づき9,000事業所を抽出してアンケート調査を実施し、4,398事業所から回答があった。

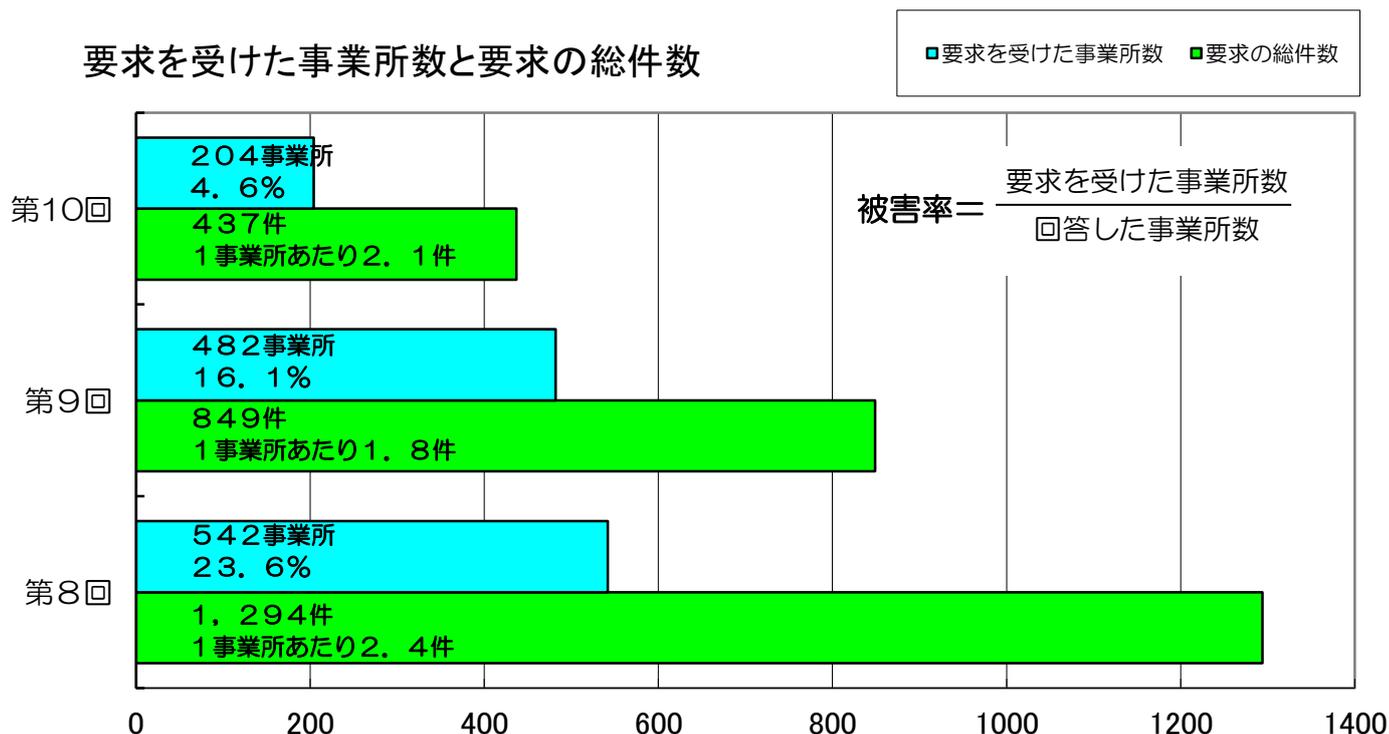
調査対象事業所数と回答率（第10回～第8回）

| 区分            | 調査実施年月 | 第10回<br>H26. 1 | 第9回<br>H21. 1 | 第8回<br>H16. 1 |
|---------------|--------|----------------|---------------|---------------|
| 対象事業所数 (A)    |        | 9,000          | 6,000         | 6,000         |
| 回答事業所数 (B)    |        | 4,398          | 3,001         | 2,295         |
| 回答率 (%) (B/A) |        | 48.9           | 50.0          | 38.3          |

## 被害率の推移

えせ同和行為の被害は、要求を受けたことで1件とカウントします。

要求を受けた事業所数と要求の総件数

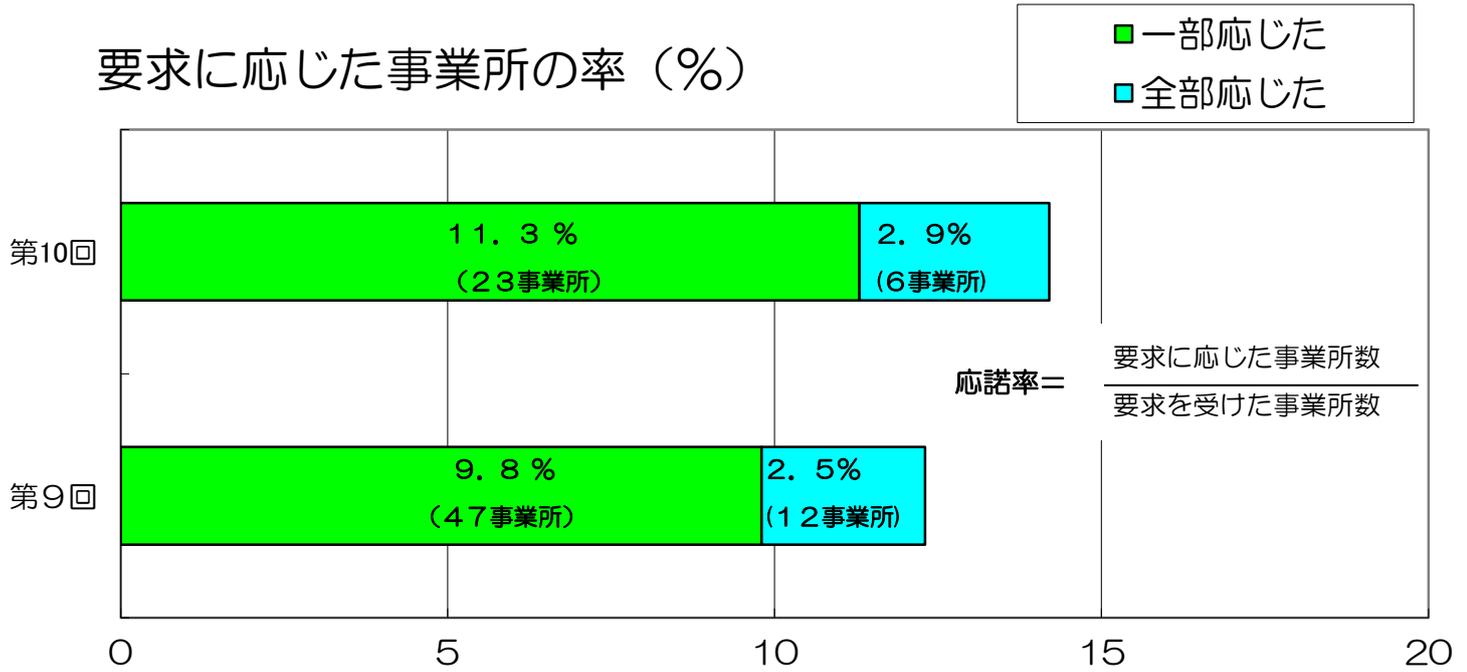


★ 被害率は、前回調査より11.5ポイント減少し、4.6%となっている。

★ 1事業所が要求を受けた平均件数は、前回調査から0.3件増加し、2.1件となっている。

## 応諾率の推移

応諾率は、被害を受けた事業所のうち要求に応じた事業所の割合です。



- ★ 応諾率は 14.2%と前回調査より 1.9 ポイントの増加となっている。
- ★ 一部応諾した事業所が 11.3%、全部応諾した事業所が 2.9%

## 業種別の被害率と応諾率

※ ( ) 内の数字は順位。

| 業種        | 区分 | 第 10 回  |          | 第 9 回    |          |
|-----------|----|---------|----------|----------|----------|
|           |    | 被害率     | 応諾率      | 被害率      | 応諾率      |
| 建設業       |    | 9.7 (1) | 11.7 (5) | 30.5 (1) | 15.0 (3) |
| 小売業       |    | 4.3 (2) | 7.1 (7)  | 9.3 (8)  | 7.7 (8)  |
| 卸売業       |    | 3.9 (3) | 33.4 (2) | 21.3 (2) | 9.1 (7)  |
| 製造業       |    | 3.8 (4) | 20.0 (4) | 17.8 (3) | 15.1 (2) |
| マスコミ業     |    | 3.4 (5) | —        | 15.6 (5) | 19.0 (1) |
| サービス業     |    | 1.9 (6) | 7.7 (6)  | 11.9 (7) | 11.8 (5) |
| 農業協同組合    |    | 1.7 (7) | 33.3 (3) | 14.9 (6) | 13.6 (4) |
| 銀行業       |    | 1.0 (8) | 50.0 (1) | 2.6 (10) | —        |
| 信用金庫・信用組合 |    | —       | —        | 7.0 (9)  | —        |
| 生命保険業     |    | —       | —        | 1.8 (12) | —        |
| 損害保険業     |    | —       | —        | 2.5 (11) | —        |
| 運輸通信業     |    | —       | —        | 16.9 (4) | 11.5 (6) |

- ★ 業種別の被害率は、引き続き建設業 9.7%で最も高い。  
建設業が 20.8 ポイント、卸売業が 17.4 ポイント減少している。
- ★ 応諾率は、銀行業が 50.0%と最も高い。  
卸売業が 24.3 ポイント、農業協同組合が 19.7 ポイント増加している。

## 従業員規模別の被害率と応諾

※（ ）内の数字は順位。

| 区分<br>従業員規模  | 第 10 回  |          | 第 9 回    |          |
|--------------|---------|----------|----------|----------|
|              | 被害率     | 応諾率      | 被害率      | 応諾率      |
| 50人未満        | 3.1 (6) | 7.9 (5)  | 17.3 (1) | 15.6 (1) |
| 50～100人未満    | 5.0 (5) | 16.2 (2) | 15.8 (3) | 14.0 (2) |
| 100～300人未満   | 5.5 (2) | 17.2 (1) | 17.0 (2) | 10.0 (3) |
| 300～500人未満   | 5.7 (1) | 14.2 (3) | 9.9 (5)  | 9.1 (4)  |
| 500～1,000人未満 | 5.3 (4) | 12.5 (4) | 6.1 (6)  | —        |
| 1,000人以上     | 5.4 (3) | —        | 10.3 (4) | —        |

- ★ 被害率は、従業員50人未満の事業所を除く全ての従業員規模で5%程度となっている。  
従業員50人未満の事業所は14.2ポイント、100～300人未満の事業所は11.5ポイント減少している。
- ★ 応諾率は、従業員100～300人未満の事業所が17.2%と最も高い。  
50人未満の事業所のみ7.7ポイント減少している。

## 要求の種類

※（ ）内の数字は順位。

| 要求の種類          | 第10回     | 第9回      |
|----------------|----------|----------|
| 機関紙・図書等物品購入の強要 | 74.0 (1) | 73.0 (1) |
| 寄附金、賛助金の強要     | 12.3 (2) | 15.6 (2) |
| 講演会・研修会への参加強要  | 12.3 (2) | 2.3 (8)  |
| 下請への参加強要       | 10.3 (4) | 5.8 (3)  |
| 機関紙等への広告掲載の要求  | 4.4 (5)  | 4.6 (4)  |
| 名簿の購入の強要       | 4.4 (5)  | 2.7 (6)  |
| 物品の寄附強要        | 2.5 (7)  | 3.5 (5)  |
| 契約締結の強要        | 1.5 (8)  | 0.8 (10) |

- ★ 依然として、「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も割合が高い。

## 要求の手口

※（ ）内の数字は順位。

| 要求の手口                | 第10回     | 第9回      |
|----------------------|----------|----------|
| 執ように電話をかけてくる         | 55.4 (1) | 50.6 (1) |
| 同和問題を知っているかと言っておどす   | 40.7 (2) | 48.8 (2) |
| 大声で威嚇する              | 17.6 (3) | 22.8 (3) |
| 責任者に会わせろと言っておどす      | 13.2 (4) | 11.8 (4) |
| 事務所に多数で押し掛けると言っておどす  | 8.3 (5)  | 10.8 (5) |
| 政治家との関係をほのめかす        | 2.9 (6)  | 8.5 (6)  |
| 官公署を使って圧力をかけると言っておどす | 2.0 (7)  | 5.6 (7)  |

- ★ 要求の手口は、前回と同様「執ように電話をかけてくる」が最も割合が高い。

## 要 求の口実

| 要 求 の 口 実            | 第 10 回    | 第 9 回     |
|----------------------|-----------|-----------|
| 同和問題の知識の不足           | 39. 2 (1) | 40. 7 (1) |
| 単なる言いがかり、無理難題        | 26. 0 (2) | 23. 9 (2) |
| 一方的に差別であると決めつける      | 9. 3 (3)  | 13. 9 (3) |
| 無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム | 5. 4 (4)  | 3. 7 (5)  |
| 工事に対する苦情             | 2. 9 (5)  | 3. 7 (5)  |
| 社員の不適切な言動            | 2. 5 (6)  | 4. 4 (4)  |
| 事務上のミス               | 2. 0 (7)  | 1. 0 (8)  |
| 交通事故の責任              | —         | 0. 8 (9)  |
| 商品に対する苦情             | —         | 1. 2 (7)  |

★ 要求の口実は、前回調査と同様「同和問題の知識の不足」が最も割合が高い。

## 官 公署からの指示

| 指 示 の 内 容         | 第 10 回    | 第 9 回     |
|-------------------|-----------|-----------|
| 無難に処理するようと言われた    | 25. 0 (1) | 25. 9 (2) |
| き然とした態度で断るよう指示された | —         | 29. 6 (1) |
| 断りやすいように援助してくれた   | —         | 7. 4 (3)  |
| 官公署に迷惑をかけるなど言われた  | —         | —         |
| その他・無回答           | —         | 7. 4      |
| 官公署から指示はなかった      | 75. 0     | 25. 9     |

★ 「無難に処理するようと言われた」事業所が、25. 0%となっている（件数は1件のみ）。

## ま と め

- ☆ えせ同和行為の被害率は、4. 6%と前回調査より減少。
  - ☆ えせ同和行為の応諾率は、14. 2%と前回調査より増加。
  - ☆ 被害率と応諾率から推計すると、全国約30万事業所のうち約2, 000事業所が応諾していることになる。
- ※ 違法・不当な要求には断固として応じない姿勢が、えせ同和行為の根絶につながる。